六十一　第三章第六規則2.2を次のように改める。（平成二十二年一月一日効力発生）

2.2　捜索救助位置表示装置

旅客船及び総トン数五百トン以上の貨物船の各舷（げん）には、少なくとも一の捜索救助位置表示装置を備える。総トン数三百トン以上五百トン未満の貨物船には、少なくとも一の当該装置を備えなければならない。当該装置は、機関が採択した性能基準を下回らないものでなければならない。当該装置は、いかなる救命用の端艇及びいかだ（この章の第三十一規則1.4の規定により要求される救命いかだを除く。）にも迅速に設置することができる場所に積み付ける。これに代えて、一の当該装置は、各救命用の端艇及びいかだ（この章の第三十一規則1.4の規定により要求される救命いかだを除く。）に積み付けなければならない。少なくとも二の当該装置を備え、自由降下進水式の救命艇を備えた船舶にあつては、当該装置の一は、自由降下進水式の救命艇に備え、その他は、船内における使用並びに他の救命用の端艇及びいかだへの移設が即座に行えるよう、船橋に極めて近い場所に、保管しなければならない。

六十二　第三章第六規則4.3を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

4.3　一般非常警報装置は、すべての居住区域及び通常の乗組員が作業する区域において可聴のものとする。旅客船については、当該装置は、すべての開放された甲板で可聴のものとする。

六十三　第三章第七規則1の.1及び.2をそれぞれ.3及び.4とし、.1及び.2として次のように加える。（平成二十二年一月一日効力発生）

.1　二十四時間未満の航海を行う旅客船には、旅客の数の少なくとも二・五パーセントに相当する数の幼児用救命胴衣を備える。

.2　二十四時間以上の航海を行う旅客船には、各幼児に幼児用救命胴衣を備える。

六十四　第三章第七規則2.1の新たな.4の次に.5として次のように加える。（平成二十二年一月一日効力発生）

.5　備えられる成人用救命胴衣が百四十キログラムまでの体重で、かつ、千七百五十ミリメートルまでの胸囲の者に適合するように設計されていない場合には、十分な数の適当な附属品を当該者が船内において利用することができるようにしておく。

六十五　第三章第十一規則7中「不利な」を「すべての」に改める。（平成二十年七月一日効力発生）

六十六　第三章第十四規則.1の末尾に次の一文を加える。（平成二十年七月一日効力発生）

膨脹式の場合には、常に完全に膨脹した状態にあること。

六十七　第三章第十九規則3.3を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

3.3　3.4及び3.5に規定する場合を除くほか、各救命艇は、船体放棄の操練中に、少なくとも三箇月に一回、操作するために割り当てられた乗組員が進水し、操船する。

六十八　第三章第十九規則3.4を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

3.4　自由降下進水のため装備された救命艇の場合には、少なくとも三箇月に一回船体放棄の操練の間、乗組員は、乗艇し、座席に自らを適切に固定し、及び救命艇の実際の離脱を含まずに、すなわち、離脱フックは使用せず、浸水手順を実施しなければならない。当該救命艇は、要求される操縦乗組員のみが乗艇して、自由降下進水するか又は当該乗組員の乗艇の有無を問わず進水する二次的な手段によつて水面に降ろすものとする。いずれの場合においても、当該救命艇は、その後、操縦乗組員によつて操船が行われる。当該救命艇は、六箇月を超えない間隔で、操作乗組員のみが乗艇して自由降下進水するか又は模擬進水が国際海事機関が作成する指針に従つて行われるものとする。

六十九　第三章第二十規則1中、「3及び6.2」を「3.2、3.3及び6.2」に改める。（平成十八年七月一日効力発生）

七十　第三章第二十規則3を次のように改める。（平成十八年七月一日効力発生）

3　保守

3.1　救命設備の保守、試験及び点検は、国際海事機関が作成する指針に基づき、及び当該設備の信頼性を確保することに妥当な考慮を払い、実施する。

3.2　この章の第三十六規則の規定に適合する救命設備の船上における保守のための手引書を備えるものとし、保守は、その手引書に従つて行う。

3.3　主管庁は、3.2に定める要件に適合する船上における保守計画（この章の第三十六規則の要件を含む。）を認めることができる。

七十一　第三章第二十規則4.1及び4.2を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

進水に使用するつり索は、滑車を通過する部分について特別な考慮を払い、定期的に検査するものとし、つり索の劣化により必要となつたとき又は五年を超えない間隔のいずれか早いときに新しいものと取り替える。

七十二　第三章第二十規則6を次のように改める。（平成十八年七月一日及び平成二十年七月一日効力発生）

6　週ごとの点検

次の試験及び点検は、一週間ごとに行い、点検の報告を航海日誌に記載する。

.1　すべての救命用の端艇及びいかだ、救助艇並びに進水装置は、使用することができることを確保するため、視覚による点検を行う。当該点検は、フックの状態、その救命艇への連結及び負荷離脱装置の適切かつ完全な解除についても含むものとするが、これらに限定されない。

.2　救命艇及び救助艇のすべての機関は、周囲温度が機関の始動及び運転に必要な最低温度よりも高い場合には、三分間以上、運転を行う。この運転の間にギヤボックス及びその結合が良好に作動するか試験を行う。救助艇に備え付けた船外機の特性により、プロペラを水没させた方法以外で三分間運転することが許容されない場合には、適当な給水を提供することができる。特別な場合には、主管庁は、千九百八十六年七月一日前に建造された船舶について、この規定の適用を免除することができる。

.3　自由降下式救命艇以外の貨物船の救命艇は、天候及び海面状態に照らして可能な場合には、進水装置を十分に機能させるために必要な範囲内で、いかなる者も乗船させることなく、積付け位置から移動する。

.4　一般非常警報装置の試験をする。

七十三　第三章第二十規則7を7.2とし、7.1として次のように加える。（平成十八年七月一日効力発生）

7.1　自由降下式救命艇以外のすべての救命艇は、天候及び海面状態に照らして可能な場合には、いかなる者も乗船させることなく、積付け位置から振り出されなければならない。

七十四　第三章第二十規則8の表題を次のように改める。（平成二十年七月一日効力発生）

8　膨脹式救命いかだ、膨脹式救命胴衣及び海上脱出装置の整備並びに膨脹式救助艇の保守及び修繕

七十五　第三章第二十規則11を次のように改める。（平成十八年七月一日及び平成二十年七月一日効力発生）